

各種タクシー券等助成事業を確認ください！！

庄内町にはタクシー券等の助成事業が3種類あります。同年度で事業を二重で受け取ることができませんので、事業を変更したい場合は、以下のとおり 手続きくださるようお願いいたします。

◆手続き方法／①現在受けている制度の連絡先へ別の制度へ変更する旨電話連絡をする。(タクシー券が届いている場合は、年度分すべて返還すること。高齢者運転免許証自主返納支援事業は、すでに券を利用した場合、年度途中で他の制度への変更はできません。)

②新規に受けたい事業の連絡先に連絡し、申請を行う。

◆制度比較／

制度名	社会参加移動促進事業	高齢者外出支援事業	高齢者運転免許証自主返納支援事業
対象者 (町内に住所を有しかつ現に居住し、各事業の要件に該当する者)	次のいずれかに該当する方 ① 身障手帳下肢、体幹、移動、視覚及び内部障害の1～4級所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 精神手帳所持者 ④ 特別支援学校に通学している者	以下のすべてに該当する方 ① 65歳以上の高齢者(介護保険施設居住者除く) ② 在宅で、寝たきり又は歩行困難で車椅子を使用しなければ外出の困難な方 ③ 要介護もしくは要支援認定を受けている方 ④ 介護保険料を滞納していない方	有効期間内にある運転免許証を庄内警察署へ自主返納した高齢者(自主返納の日において満70歳以上の者) 初回申請に限り、免許返納の日から1年以内の者
利用目的・範囲	特になし	① 通院や入退院にかかる医療機関への送迎 ② 通院のための送迎範囲：庄内地区	特になし
支給枚数・年度更新	最大年40枚・自動更新	月2枚(最大年24枚) ※申請月によって変わります 毎年更新手続が必要	申請月により年度内に使用できる交付枚数が異なり、新規申請は最大年40枚、次年度以降の更新は4年間申請することができ最大年20枚・毎年更新手続が必要。ただし、経過措置として、令和3年4月1日より前に申請があった方も4年間は更新することができます。
タクシー券1枚当たりの補てん額	1枚あたり600円 (タクシー事業者の初乗り9割の額)	町民税非課税世帯：1枚あたり利用額の10分の9 町民税課税世帯：1枚あたり利用額の10分の8	1枚あたり500円
利用事業者	タクシー町内3業者、庄内管内11業者、ガソリン町内7業者	介護タクシー事業者町内2業者、庄内管内3業者	タクシー町内3業者
その他	ガソリン券としても利用可 1枚あたり10相当	【利用不可】月の半数以上ショートステイを利用した月、3か月以上入院する方、介護認定が切れた期間	特になし
問合せ	保険福祉課 福祉係 ☎42-0146	保健福祉課 高齢者支援係 ☎42-0176	環境防災課 危機管理係 ☎43-0246